

令和 7 年度

保育所・認定こども園 入所のご案内 (2号認定・3号認定用)

内 容

1. 就学前児童の教育・保育施設等の利用について
2. 保育の必要性の認定について
3. 入所までの手続きについて
4. 入所資格について
5. 入所定員について
6. 申込み受付について
7. 申込みに必要なものについて
8. 申し込み内容に変更が生じた場合
9. 入所の承諾及び通知について
10. 保育料について
11. 給食費について
12. 保育の実施期間について
13. 慣らし保育について
14. 保育時間について
15. 広域入所について
16. 保育実施の解除について
17. ファミリー・サポート・センター事業について
18. 保育料徴収基準額表

豊能町教育委員会 こども未来部 こども育成課
〒563-0292 豊能町余野 414 番地の 1
TEL 072-739-3432 / FAX 072-739-3052

1. 就学前児童の教育・保育施設等の利用について

保育所、認定こども園等の利用を希望する場合は、町に「子どものための教育・保育給付支給認定申請書」を提出して、「保育の必要性の認定」等を受けていただく必要があります。

申請を受けて、町が「支給認定証」を交付します。

2. 保育の必要性の認定について

(1) 認定区分について

年齢	保育の必要性	認定区分	保育の必要量	利用施設の種類
満3歳以上	「保育の必要な事由(※)」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	2号認定 (保育認定)	保育標準時間	保育所
			保育短時間	認定こども園(保育部分)
満3歳未満		3号認定 (保育認定)	保育標準時間	保育所
			保育短時間	認定こども園(保育部分)

※保育の必要な事由…保護者が一定基準以上の就労をしている、妊娠中または出産後間がないなど、国が定める保育の必要性の基準に基づき、町が認定します。

(2) 保育の必要量について

保育認定(2号認定・3号認定)にあたっては、保護者の保育を必要とする事由により、**常時(月64時間以上(目安:1日4時間以上かつ週4日以上))保育が必要な状態にあること**が必要です。

また、就労等を理由とする場合、さらに次のいずれかに区分されます。

保育の必要量	保育時間	就労時間等の要件
保育標準時間	最長11時間まで利用可能	<u>月120時間以上</u> (目安:6時間/日×5日/週×4週)
保育短時間	最長8時間まで利用可能	<u>月64時間以上</u> (目安:4時間/日×4日/週×4週)

※実際に保育施設を利用できる時間は、それぞれの就労状況等に応じて認定された保育が必要な範囲内に限られます。

(3) 保育の必要な事由

保育所等へ入所できる児童は、児童の保護者が次のいずれかの保育の必要な事由に該当すると認められる児童です。

保育の必要な事由			保育の必要量	認定期間
1	就労	日常の家事以外の仕事をしている場合（パートタイム、自営、夜間、居宅内の労働などを含む。）	就労時間による	当該児童の小学校就学まで
2	妊娠、出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	保育標準時間	出産予定日の前 8 週間から出産後 8 週間の月末まで
3	保護者の疾病、障がい	保護者が病気、負傷、心身に障がいがある場合	保育標準時間	療養にかかる期間
4	親族の介護、看護	同居の親族（長期間入院等をしている場合も含む。）を介護又は看護している場合	保育標準時間	介護、看護に必要な期間
5	災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合（罹災証明が必要です。）	保育標準時間	各事由により必要な期間
6	求職活動	求職活動を継続的に行っている場合（起業準備を含む。）	保育短時間	90 日を経過する日の月末まで
7	就学	学校又は職業訓練校に在学している場合	就学時間による	保護者の在学している期間
8	虐待やDV	虐待やDVのおそれがある場合	保育標準時間	当該児童の小学校就学まで
9	育児休業中の継続利用	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	保育短時間	育児休業取得期間（育児休業の対象となる子どもの出産後 1 年 6 ヶ月を経過する日の属する月の月末までを限度とする。）
10	その他	上記に類する状態にある場合	申請内容による	必要と認める期間

注意事項

○1 において、就労予定の方や就労時間の足りない方は、「3. 保育実施理由証明書」の「3. 就労等誓約書」欄にご記入の上、入所後 90 日を経過する日の月末までに就労条件を満たしていただくことになります。もし、満たさない場合は退所となりますのでご注意ください。

○2 において、保育所等の利用可能期間は出産予定日の前 8 週間から出産後 8 週間の月末までとなります。

○7 において、保育所等の利用可能期間は保護者の在学している期間となります。

○育児休業から復職する日及び新たに就職する日が入所日となりますが、2 週間前から入所が可能です。ただし、4 月入所の場合は、2 週間前の入所ができない場合があります。

○同居の親族の方等が児童を保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

3. 入所までの手続きについて（令和7年4月入所の場合）

内 容	時 期	備 考
入所申込み	令和6年10月1日（火） ～10月23日（水）	・支給認定申請書及び入所申込書の提出
提出書類の確認・ 審査	令和6年11月 ～令和6年12月	・提出された書類により「保育の必要性」 等について確認・審査
入所内定	令和6年12月下旬頃	・「保育の必要性」に応じて支給認定証の 交付 ・入所内定通知の送付
入所説明会・面接	令和7年2月中旬頃	
入所決定	令和7年3月下旬頃	・入所承諾通知の送付
入所開始日	令和7年4月1日	

4. 入所資格について

年 齢	入所資格
全年齢共通	原則として、児童・保護者とも豊能町に住民登録し、かつ居住していること。
0歳児	令和 6年4月2日～令和 6年10月1日 生 （令和7年4月1日入所の場合）
1歳児	令和 5年4月2日～令和 6年4月1日 生
2歳児	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日 生
3歳児	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日 生
4歳児	令和 2年4月2日～令和 3年4月1日 生
5歳児	平成31年4月2日～令和 2年4月1日 生

※0歳児は生後6ヶ月からの入所となります。

5. 入所定員について

保育所名	住所	電話	定員
認定こども園豊能町立ふたば園	希望ヶ丘6丁目18番地の1	072-739-1577	70人
豊能町立吉川保育所	吉川201番地	072-738-0071	90人

6. 申込み受付について

受付期間	○令和 7 年 4 月入所の場合 ・ <u>令和 6 年 10 月 1 日（火）～令和 6 年 10 月 23 日（水）</u> ※期間終了後の申込みは随時受付しますが、申込締切日は令和 7 年 2 月 28 日（金）までとなりますのでご注意ください。 また、入所に関しては、令和 6 年 10 月の期間内申込者を優先します。 申込締切日以降の申請は令和 7 年 5 月入所となります。 ○年度途中（令和 7 年 5 月～令和 8 年 3 月）の入所の場合（毎月、1 日以降の入所） ・ <u>入所希望月の前月 5 日が申込締切りです。</u>
受付時間	午前 9 時～午後 5 時 30 分（閉庁日は除きます。ただし、保育所等は保育時間内）
受付場所	豊能町教育委員会こども育成課、保育所、認定こども園 ※吉川支所は配布のみ行います。 ※郵送、電話による受付は行いません。
その他	<u>申込書類全てが揃っていない場合や書類に未記入がある場合は、受付できませんのでご注意ください。</u>

◆令和 7 年度の申込スケジュール

入所申込月	申込締切日
4 月入所	10 月募集期間 令和 6 年 10 月 1 日（火）～令和 6 年 10 月 23 日（水） 10 月以降の申込締切日 令和 7 年 2 月 28 日（金） ※入所に関しては、令和 6 年 10 月の期間内申込者を優先します。
5 月入所	令和 7 年 4 月 4 日（金）
6 月入所	令和 7 年 5 月 2 日（金）
7 月入所	令和 7 年 6 月 5 日（木）
8 月入所	令和 7 年 7 月 4 日（金）
9 月入所	令和 7 年 8 月 5 日（火）
10 月入所	令和 7 年 9 月 5 日（金）
11 月入所	令和 7 年 10 月 3 日（金）
12 月入所	令和 7 年 11 月 5 日（水）
1 月入所	令和 7 年 12 月 5 日（金）
2 月入所	令和 8 年 1 月 5 日（月）
3 月入所	令和 8 年 2 月 5 日（木）

※受付締切時刻は、申込締切日の午後 5 時 30 分までです。

※年度途中の入所は入所希望月の前月 5 日が申込締切日ですが、5 日が土曜日、日曜日の場合は、前日、前々日の金曜日が締切日となります。

7. 申込みに必要なものについて

必要な書類等		備 考
全員の 方が 必要	☐ 子どものための教育・ 保育給付認定申請書	
	☐ 保育所等入所申込書	
	☐ 家庭状況調査書	・複数児童の場合はコピー可
	☐ 就労証明書 (発行から3ヶ月以内) ☐ 保育実施理由証明書 (就労以外)	・就労以外の理由の方は保育実施理由証明書(就労以外)を提出してください。 ・ <u>保護者</u> ・複数児童の場合はコピー可
	☐ 課税状況申告書	・ <u>令和7年1月1日時点で他市町村に住民登録していた保護者の方は、必ず当該市町村で取得した令和7年度市町村民税課税証明書類を添付してください。</u> ・複数児童の場合はコピー可 ・保護者が2名の場合、2名分が必要です。ただし、配偶者の扶養となっている保護者については提出不要です。
	☐ 入所申込児童状況調査書	
該 当 者 の み 必 要	☐ 子どものための教育・ 保育給付認定に係る個人 番号(マイナンバー) 記入用紙	・令和7年1月1日時点で他市町村に住民登録していた保護者の方及び単身赴任等で豊能町に居住されていない方は提出してください。
	☐ ひとり親家庭世帯で あることがわかる書類 (右のいずれか)	・ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書、遺族年金等の証書のなどのコピー。 ・離婚調停中の場合は調停中であることが分かる書類(裁判所発行)のコピーなどひとり親家庭世帯であることがわかるもの。 ・未婚の場合は未婚であることが分かる書類(戸籍謄本)のコピーなど、ひとり親家庭世帯であることが分かるもの。
	☐ 生活保護世帯である ことがわかる書類	・生活保護受給証明書、生活保護開始通知書など生活保護世帯であることが分かるもの。
	☐ 生計中心者が失業して いることがわかる書類	・前職の就労期間が分かるもの(離職票)など生計中心者が失業していることが分かるもの。
	☐ 世帯に障がいのある方 がいることがわかる 書類 (右のいずれか)	・身体障害者手帳(氏名、等級記載部分)、療育手帳(氏名、等級記載部分)、精神障害者保健福祉手帳(氏名、等級記載部分)、特別児童扶養手当証書のコピーなど世帯に障がいのある方がいることが分かるもの。

注意事項

- 書類は申し込む児童1人につき1セット提出してください。
- 上記の他に必要書類をご提出いただく場合があります。
- 入所申込みをされても希望保育所等の入所状況(定員に達している場合など)により、入所できない場合があります。
- 提出された書類は返却いたしませんので、必要な方はあらかじめコピー等をおとりください。

- 提出書類に不備があった場合、受付できませんのでご注意ください。また、提出書類に虚偽の記載や申立てがあった場合、入所内定または入所決定を取り消すことがありますのでご注意ください。
- 入所後においても、毎年継続の申請が必要です。申請時期に在籍保育所等を通じて個別にお知らせします。
- 保育実施基準に満たない可能性がある場合は、勤務実績報告書の提出を依頼するとともに、勤務先へ確認のため町が調査を行うことがあります。

8. 申込内容に変更が生じた場合

次のような変更があった場合、必ず入所されている保育所や認定こども園に申し出るとともに、必要な書類を速やかに提出してください。

- 申込書類の記載内容（住所や家庭状況等）
- 氏名や住所（町内で転居する。転出した。転入した。）
- 世帯員の構成（同居者が変わる。祖父母と同居・別居する。結婚・離婚するなど）
- 勤務先が内定して勤務を開始した場合は採用後に勤務証明書をご提出ください。
- 保育施設の入園申請理由（例：就労→出産）
- 妊娠、出産の予定
- 雇用期間（内容に変更がなくても一定期間を経過した場合、雇用期間を満了した場合）

9. 入所の承諾及び通知について（令和7年4月入所の場合）

（1）選考方法

定員を超える場合は、在籍児童の入所を優先（継続の原則）し、その後、保育の必要性の高い方から入所承諾を行います。したがって、保育の必要性によっては、入所できない場合もありますのであらかじめご了承ください。

（2）入所の決定時期

令和6年10月23日（水）までに申し込まれた方は、入所内定通知を令和6年12月下旬頃に送付します。その後、入所説明会・面接を行い、入所承諾通知を令和7年3月下旬頃に送付します。

年度途中の入所の場合は、入所申込み後、書類審査等の後、随時ご連絡します。

10. 保育料について

（1）幼児教育・保育の無償化の実施について

令和元年10月1日より、3歳児（3歳になった後の4月以降）から5歳児（小学校入学まで）のすべての子ども及び0歳から2歳児までの市町村民税非課税世帯子どもの保育料が無料となりました。

（2）算定方法について

保育料の額は保護者の市町村民税の所得割額の課税額により算定します。

ただし、住宅借入金等特別控除・外国税額控除・配当控除・寄付金控除などの適用を受けている場合は、適用前の市町村民税で算定します。

所得算定の対象となる保護者・扶養義務者の範囲は、原則として入所児童の父及び母（同居している事実婚を含む。）ですが、保護者のいずれもが市町村民税が非課税の場合、同一住所の扶養義務者の市町村民税の課税額により算定する場合（扶養義務者の収入が300万円以上の場合）があります。

また、世帯の所得が未確定（未申告等）の場合、税額等が確定するまでの間、保育料は該当する年齢の最高額で算定する場合があります。

(3) 保育料の決定に必要な書類について

保育料の算定にあたっては、保護者等の市町村民税の所得割額を確認するために、市町村民税の課税台帳を閲覧します。(源泉徴収票や確定申告書のコピーは必要ありません。)

ただし、本町の課税台帳を閲覧して市町村民税を確認できるのは、本町から市町村民税を課税されている保護者等に限りです。

令和7年1月2日以降に他市町村から本町に転入された保護者等については、保護者それぞれの市町村民税課税証明書類の提出が必要です。

○市町村民税課税証明書類(下記のいずれか)

- ・令和7年度 個人市町村民税課税証明書(コピー可)
- ・令和7年度 非課税証明書(コピー可)

(4) 保育料の切り替え時期

毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

○4月～8月分:令和5年1月～令和5年12月の所得から算定された市町村民税所得割額から算定します。

○9月～3月分:令和6年1月～令和6年12月の所得から算定された市町村民税所得割額から算定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料					当年度の市町村民税額に基づく保育料						

※なお、市町村民税の更正があった場合は、速やかにその旨お申し出ください。(保育料が変更となる場合は、申出月の翌月から適用となります。)

(5) 多子世帯の保育料の軽減について

同一世帯から2人以上の児童が幼稚園、認定こども園、保育所等に入園(入所)された場合、下記のとおり保育料を軽減します。

	第1子の児童	第2子の児童	第3子以降の児童
令和7年度	算定額の全額	算定額の1/2	0円
※参考(国の基準)	算定額の全額	算定額の1/2	0円

ただし、保護者の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合、算定対象となる児童の年齢制限(就学前児童)はありません。また、平成29年度以降市町村民税非課税世帯については、第2子以降は0円です。

(6) 月途中の入退所等について

育児休業取得や産前産後等による月途中の入退所等について、次のような場合、当該月の保育料は下記のとおりとなります。

○月途中の入所の場合

⇒月額保育料×月途中入所からの開所日数(最大25日)÷25日

○月途中の退所の場合

⇒月額保育料×月途中退所の前日までの開所日数(最大25日)÷25日

○児童の疾病その他やむを得ない事由により、その月において15日以上引き続き保育を受けなかった場合

⇒在籍保育所等にお申し出ください。

1 1. 給食費について

昼食は完全給食制です。

(1) 3～5 歳児の給食費について

保育料の無償化により給食費（主食分・副食分）が児童福祉法の保育所運営費に含まれていないため、給食費（主食費・副食費）は、実費相当分として児童 1 人あたり月額 5,000 円（主食費 500 円・副食費 4,500 円）をご負担いただきます。ただし、月途中に入退所等する場合、下記のとおりご負担いただきます。

○月途中の入所の場合

⇒月額給食費×月途中入所からの開所日数（最大 25 日）÷25 日

○月途中の退所の場合

⇒月額給食費×月途中退所の前日までの開所日数（最大 25 日）÷25 日

○児童の疾病その他やむを得ない事由により、その月において 15 日以上引き続き保育を受けなかった場合

⇒月額給食費×保育を受けることが可能な日数÷25 日

※豊能町立以外の施設の場合は、希望される施設に直接お問い合わせください。

(2) 副食費の免除について

下記に該当する児童については、副食費上限月額 4,500 円のみが免除となります。

① 市町村民税所得割額が 57,700 円未満の世帯及び第 3 子目以降

② 市町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯で次のいずれかに該当する世帯（証明書が必要です。）

- ・ひとり親家庭世帯
- ・身体障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯
- ・療育手帳の交付を受けた方がいる世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯
- ・特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
- ・障害基礎年金等の受給者がいる世帯 など

○未婚のひとり親世帯の方には、保育料の算定において寡婦控除が「みなし適用」される場合があります。

1 2. 保育の実施期間について

入所日から就学前（最長）までとなります。（保育の必要な事由により異なります。）

1 3. 慣らし保育について

新しい環境に慣れるため入所日以降に慣らし保育を行います。慣らし保育の内容については、直接入所施設にお問い合わせください。

14. 保育時間（月曜日～土曜日）について

（１）保育標準時間認定

7:00	7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
早朝保育 (200 円／回)	通常保育（就労等の実態にあわせて必要な利用を行う）				延長保育 (200 円／回)

（２）保育短時間認定

7:00	7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
早朝保育 (200 円／回)	時間外保育 (100 円／時間)	通常保育（就労等の実態にあわせて必要な利用を行う）	時間外保育 (100 円／時間)	延長保育 (200 円／回)	

注意事項

○早朝・延長・時間外保育を希望される場合は、延長保育利用申込書を原則として、前月の 20 日までに在籍保育所等に提出してください。

保育実施理由証明書の勤務時間等を確認のうえ承諾通知書を発行します。ただし、保育実施理由証明書の内容によっては、不承諾となる場合があります。

○早朝保育は月額 3,000 円、延長保育も月額 3,000 円の保育料を別途ご負担いただきます。また、仕事等の都合により早朝・延長保育を必要とする場合は、日額（200 円／回）でも利用できます。

○保育短時間認定の方は、従来の早朝・延長保育に加えて、時間外保育も月額 1,500 円（1 時間あたり）の保育料を別途ご負担いただきます。また、仕事等の都合により時間外保育を必要とする場合は、100 円（1 時間あたり）でも利用できます。

○早朝・延長・時間外保育及び土曜日については、年齢により混合保育をする場合があります。

○変則勤務の方はシフト表のコピーを提出していただく場合があります。

○土曜日の保育については、保護者ともに保育実施理由証明書で保育が必要と認められた方が対象となります。

15. 広域入所（委託保育）について

町外の保育所への入所を希望される場合は、受入れ側の市町村及び保育所の承諾が前提となります。

また、町外の認定こども園への入園を希望される場合は、当該認定こども園の定員に余裕があること等が前提となります。

16. 保育実施の解除について

保育所等の入所承諾後または入所中であっても、次のいずれかに該当する場合、保育実施の解除（退所）となる場合があります。

- （１）入所申込み及び面接調査の際に、虚偽の記載または申立てがあった場合
- （２）町内に住所を有しなくなった場合、または町内に居住の実態がなくなった場合
- （３）保育の必要な事由に該当しなくなった場合
- （４）世帯状況等で保育の必要な事由等に変更があるにもかかわらず、届出がされない場合

17. ファミリー・サポート・センター事業について

仕事と子育ての両立を支援するため、子育ての援助が必要な人と子育ての援助ができる人による会員制の育児ネットワークです。保育所等までの送り迎えができない場合や、残業などのために保育所等終了後も児童の保育が必要な場合などに利用することができます。（利用には事前登録が必要です。）

○お問い合わせ：地域子育て支援センター すきっぷ 電話/FAX 072-738-0255

18. 保育料徴収基準額表

(1) 令和7年度

(単位：円)

階層区分	保育の実施をする児童の 属する世帯の階層区分		保育標準時間	保育短時間
	定 義		3 歳 未満児	3 歳 未満児
第1階層	生活保護法による被保護世帯等		0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯		0	0
第3A階層	市町村民税均等割のみ課税世帯		10,700	10,500
第3B階層	上記の階層を除き、 市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600 円未満	14,600	14,300
第4A階層		48,600 円以上 64,700 円未満	20,200	19,800
第4B階層		64,700 円以上 80,800 円未満	22,500	22,100
第4C階層		80,800 円以上 97,000 円未満	27,000	26,500
第5A階層		97,000 円以上 133,000 円未満	30,500	29,900
第5B階層		133,000 円以上 169,000 円未満	33,300	32,700
第6A階層		169,000 円以上 235,000 円未満	45,700	44,900
第6B階層		235,000 円以上 301,000 円未満	57,900	56,900
第7階層		301,000 円以上 397,000 円未満	60,000	58,900
第8階層		397,000 円以上	78,000	76,600

(2) 多子世帯の保育料の軽減について

同一世帯に2人以上入所している児童がいる場合は、うち1人を除く児童の保育料は、第2子の場合
は算定額の1/2、第3子以降の場合は0円となります。

同一世帯に保育所に入所している児童のほか、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設、認定こども園に通う就学前児童、家庭的保育事業等による保育を受ける就学前児童、児童発達支援・医療型児童発達支援を受ける就学前児童がいるときは、当該児童を保育所に入所している児童とみなしてこの規定を適用します。この場合において、児童の保護者は、当該施設に就園・入所又は利用していることを証明する書類を教育委員会に提出してください。(町内の幼稚園、保育所、認定こども園への就園・入所の場合は、書類提出の必要はありません。)

ただし、保護者の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合、算定対象となる児童の年齢制限(就学前児童)はありません。

また、平成29年度から第2階層の世帯については、第2子以降は0円となります。

(3) 特別な理由による保育料の減免について

保育料徴収基準額表(令和7年度)の第2階層の世帯であって、次の世帯のいずれかに該当する場合は、同表の規定にかかわらず、保育料は0円となります。ただし、関係書類の提出が必要です。

また、次のいずれかに該当する世帯で保護者の市町村民税所得割額が77,101円未満の場合、第1子は算定額の1/2(ただし、平成29年度から第4A階層・第4B階層の世帯で満3歳未満の第1子は9,000円)、第2子以降は0円となり、算定対象となる児童の年齢制限(就学前児童)はありません。

○母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

○下記のいずれかに該当される方がいる世帯

- ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
- ・療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳の交付を受けた者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に規定する特別児童扶養手当の支給対象児
- ・国民年金法(昭和34年法律第141号)に規定する障害基礎年金等の受給者

○保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第134号)に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯